

東京都文京区みどりの保護条例

策を通じて、みどりの保護と育成に努めなければならない。
(区民の責務)

〔昭和五十年四月一日
条例第五十三号〕

第四条 区民は、みどりの保護と育成に自ら努めるとともに、区の
施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、その社会的責務を自覚し、事業活動を行うにあ
たって、みどりの保護と育成のために必要な措置を講ずるととも
に、区の施策に積極的に協力しなければならない。

(計画の策定及び実態調査)

第六条 区長は、みどりの保護と育成に関する計画を策定するとと
もに、おおむね五年ごとにみどりの実態調査を行い、その結果を
発表するものとする。

(区の木及び区の花)

第七条 区民と区の緑化の象徴として、区の木及び区の花を次のと
おり定める。

一 区の木 「さくら」

二 区の花 「つづじ」

第二章 みどりの保護

(定義)

第一条 この条例において「みどり」とは、樹木及び樹林をいう。

(区長の責務)

第三条 区長は、都市における自然の重要性を認識し、あらゆる施

第八条 何人も、区内に現存する樹木及び樹林(以下「樹木等」と
いう。)を保存するため、積極的に努力しなければならない。

(保護の指定)

第九条 区長は、規則で定める基準に該当する樹木等を、その所有者又は管理者の申請に基づき、保護すべき樹木等として指定することができる。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる樹木等については、適用しない。

一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第六十九条

第一項、第七十条第一項又は第九十八条第二項の規定により指定され、又は仮指定されたもの

二 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律

（昭和三十七年法律第二百四十二号）第二条第一項の規定により

指定されたもの

(指定の解除)

第十四条 区長は、保護樹木等の指定の理由がなくなつたと認めたとき、又は所有者等から指定の解除をすべき旨の申請があつたときは、当該指定を解除することができる。

三 国又は地方公共団体等の所有又は管理に係るもの
(標識の設置)

第十一条 区長は、前条第一項の指定をしたときは、これを表示する標識を設置するものとする。

(保護義務)

第十二条 第九条第一項の規定により指定された樹木等（以下「保護樹木等」という。）の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、保護樹木等をみだりに伐採し、又は移植してはならない。

(公共施設の緑化)

第十五条 区は、その設置する道路、公園、学校その他の公共施設について、規則で定める基準に基づき、速やかに緑化に努めなければならない。

(助言等)

第十二条 区長は、所有者等に対し、保護樹木等の管理及び保護について、必要な助言又は援助を行うことができる。

(届出事項)

第十三条 所有者等は、次の各号の一に該当する場合には、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

一 保護樹木等を伐採し、又は移植しようとするとき。

二 保護樹木等について、枯死、損傷、滅失その他重大な変化のあつたとき。

三 所有者等が変更したとき、又は所有者等の住所が変更したとき。

ればならない。

(モデル地区の指定)

2 国又は他の地方公共団体等の機関の管理者は、その設置し、又は管理する公共施設について、前項の規定に定める基準に準じて、緑化に努めなければならない。

(民間施設の綠化)

第十六条 区民及び事業者は、規則で定める基準に基づき、その住居、事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下「民間施設」という。）の敷地内の綠化に努めなければならない。

2 区長は、前項の目的を達成するため、区民及び事業者に対し、

(助言、指導及び勧告)

（以下「助言等」という。）並びに樹木のあつせんその他必要な措置を講ずることができる。

(みどりの育成協定)

第十七条 区長は、規則で定める基準に該当する箇所、地域等におけるみどりの育成について、その箇所、地域等を管理し、又は所有する者（以下「管理者等」という。）とみどりの育成協定を締結することができる。

2 前項の協定を締結した管理者等は、当該協定の定めるところに従い、みどりの育成に努めなければならない。

3 区長は、第一項の箇所、地域等において、みどりを育成しようとする管理者等に対して、苗木の供給、あつせんその他の必要な措置を講ずるものとする。

(知識の普及等)

第十八条 区長は、みどりの保護と育成のため、特に必要があると認める地区をみどりのモデル地区として指定することができます。2 区長は、前項のみどりのモデル地区を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地区内の住民の意見をきかなければならぬ。

3 区長は、第一項のみどりのモデル地区を指定したときは、当該地区において、みどりの保護と育成に必要な措置の実施及び公共施設の綠化を優先的に努めなければならない。

第四章 知識の普及等

(知識の普及等)

第十九条 区長は、綠化に関する知識の普及及び啓発に努めるとともに、みどりの保護と育成に関する区民の提案及び意見を十分尊重しなければならない。

(推進組織の育成)

第二十条 区長は、区民が組織するみどりの保護と育成に関する実践団体の組織の形成及びその活動に必要な助言又は援助を行うことができる。

第五章 雜則

(委任)

第二十一条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定めることとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和五五年四月一日条例第二〇号）

この条例は、昭和五十五年六月一日から施行する。